

【目次】

- ・「地方消費者グループフォーラム」開催

…1 ページ

- ・認定NPO法人を取得!

…2、3ページ

- ・学習会を開きました～集団的消費者被害救済制度について～
- ・編集後記

……4ページ

「地方消費者グループフォーラム」開催

～守ろう！共に生き、支え合う社会を！～

消費者庁主催による「地方消費者グループフォーラム」が11月29日に北海道建設会館を会場に開催されました。

1部では、「放射能と食品」と題し森田貴巳氏(水産庁増殖推進部研究指導課研究管理官)に講演していただき、2部では、消費者教育や消費者被害防止の活動をされている各団体からの報告がありました

各団体ではパネル展示やパンフレットの配布で活動の様子をお知らせしました。



**** 報告団体と発表テーマ ****

北海道環境生活部「北海道の消費者行政に係る課題と対応」、北海道教育委員会「学校教育における消費者教育の取り組み」、士別市「地域ネットワークを生かした地方消費者行政の取り組み」、釧路消費者協会「消費者団体における消費者教育の取り組み」、コープさっぽろ「買い物弱者のための移動販売」、札幌司法書士会「地方の高齢者被害対策～女性専用相談対応」、札幌市清田包括支援センター「消費者被害防止の活動報告～住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくために」、札幌弁護士会「高校生のための消費者教育」、函館市「函館市の多重債務者救済の取り組み」、北海道労働金庫「多重債務者救済の取り組み」、北海道金融広報委員会「小中学生からの金銭教育」

100名余の参加者があり、質疑応答も活発に行われました。



認定NPO法人を取得！

認定の有効期間
平成23年10月16日～平成28年10月15日

認定NPO法人制度とは？

NPO法人への寄附を促す制度。
その目的は「NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援すること」



平成23年10月5日付けで国税庁長官より「認定特定非営利活動法人として認定する旨の通知書」を受け取りました。

★ 取得までの経過 ★

昨年度、ホクネットは認定NPO法人申請のため、札幌国税局法人審査企画係へ数回にわたる相談を重ねましたが、認定要件の一つである全体の収入金額に占める事業費の割合が7割以上という要件を満たすことができず、次年度に先送りしました。

今年度に入り、事業費の割合が8割以上超えたこともあり、平成23年6月23日に札幌国税局へ事前相談後、翌24日に札幌西税務署に申請し、受理されました。

その後、7月27日(水)に札幌国税局による現地調査がほぼ一日行われました。札幌国税局 課税第二部 法人課税課 審査企画係により、午前中は活動一般のヒアリング、午後からは帳簿書類や事業全般についての綿密な調査が行われました。調査には、ホクネットから向田理事長をはじめ、中坪 正芳税理士、大嶋事務局長が対応しました。

その結果平成23年10月5日付けで国税庁長官から、「認定特定非営利活動法人として認定する」旨の通知書を受領しました。

認定後は、各事業年度終了の日から3ヶ月以内に、所定の提出書類を所轄の税務署に提出することが義務づけられています。

また、公示事項の変更や定款変更の認証を受けた場合などは、その旨を記載した届出書を国税庁長官に提出する必要があり、ホクネットも今後は報告書及び届出書を消費者庁・北海道・国税庁と3者に提出することを義務づけられます。

なお、認定の有効期間は5年間であり、認定の効力を維持するためには、有効期間が終了する前に次の認定を受ける必要があります。

* 北海道内にNPO法人は1709団体あり、そのうち認定NPO法人を取得しているのはホクネットを含め5団体です。

(平成23年10月31日現在、国税庁ホームページより)

認定NPO法人の寄附者に対する税の優遇措置
～平成23年6月30日新規寄附税制がスタート

個人が認定NPO法人に対して行った寄附は

特定寄附金に該当。寄附をした方のその年分の総所得金額等の合計額から控除することができる

所得税（国税）の寄附金控除

「所得控除」＝寄附金額－2,000円（所得金額の40%相当額が上限）

「税額控除」＝（寄附金額－2,000円）×40%（所得税額の25%相当額が限度）

法人が認定NPO法人に対して行った寄附は

特定公益増進法人に対する寄附金と同様に取り扱うことができる。したがって、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、当該損金参入限度額の範囲内で損金参入をすることができる。

損金参入限度額＝①＋②

① 一般の寄附金にかかわる損金算入限度額＝資本等の金額×0.25%＋所得の金額×2.5%）×0.5

② 認定NPO法人等に対する寄附金に係わる損金算入限度額＝資本等の金額×0.25%＋所得の金額×5.0%）×0.5

~~~~~ 消費者支援ネット北海道にかかわって ~~~~~

私は、国税の仕事をして30年勤め平成9年に税理士を開業いたしました。  
国税に従事していたときは法人税の調査を25年、国税不服審判所の勤務が2年その他と、それぞれに思い出があります。

原稿依頼を受けた頃、丁度オリンパスの損失隠しが話題となっていました。  
昭和61年に東京国税局調査部へ2年間出向したときはバブルの真っ只中で、不動産業と建設業を担当し、どちらも不正の多い業種でした。  
ほとんどの企業は財テクに走り、多大な利益を挙げたところもあれば、オリンパスのように財テクに失敗し巨額損失を被った企業も多数ありました。

今回のオリンパスの問題は、損失を故意に隠蔽するため粉飾決算を永年にわたり行い、架空の利益を計上していたこと責任は大変重いものといえます。

その点、NPO法人は非営利法人で剰余金が発生しても分配しないことが特色で、公益性、社会貢献の色彩が強い法人といえます。

この度10月に国税庁から「認定NPO法人 消費者支援ネット北海道」として正式に受理され組織運営、事業活動が適正として認定を受けたことは大変光栄なことです。

大嶋事務局長の献身的な活動が実を結んだことに敬意を表するとともに、私自身も微力ながら貢献できたことを誇りにし、今後の活動に少しでもお手伝いできるような見守って生きていたいと思っております。

税理士法人 折笠会計事務所

代表社員 税理士

中坪 正芳



## 学習会を開きました！

### ～集団的消費者被害救済制度について～

皆さんご存じのとおり、悪質事業者による取引被害の被害者救済と、事業者の違法な収益を剥奪することを目的とした「集団的消費者被害救済制度（消費者のための新たな訴訟制度）」の議論が進んでいます。

既に報道などで発表されているように、現在の適格消費者団体が原告として行う制度として法案作りがはじめられています。

これは、今まで我が国になかったまったく新しい訴訟制度であり、有効に活用されるため適格消費者団体であるホクネットとしてもしっかりと議論し、考えていかなければなりません。

そこで、10月29日（土曜日）18時から、ホクネット有志による「集団的消費者被害救済制度勉強会」を行いました。

まず最初にホクネット理事・検討委員会委員長で、北海道大学大学院法学研究科教授である町村泰貴先生から、制度の概要についての解説をしてもらいました。

消費者委員会が設置した「集団的消費者被害救済制度専門調査会」が15回に及ぶ調査・審議を取りまとめ発表した報告書に基づき、具体的事例などを交え、実際の運用のイメージを想定しながら制度の概要を攫むことが出来ました。

その後、勉強会参加メンバーによる質問や議論が行われ、実際ホクネットでこの制度を利用する上での、問題点や懸念や展望など活発な意見交換がなされました。

まだまだ解決しなければならない点は指摘されておりますが、個人的には諸外国で既に様々な形で導入されている請求権を伴う集団訴訟制度がいよいよ我が国で始まること、それがどのように活用されるのかが楽しみです。

勉強会を通して、適格消費者団体が裁判に勝った結果をみて個々の消費者が裁判に参加できるこの新しい制度は、有効に活用されればこれまでの訴訟制度と比して泣き寝入りを減らすことが期待出来ると思えました。

そのためにホクネットとしても勉強と検討を重ね、適切な意見表明や活動を行っていく必要性を改めて感じました。



解説をする町村泰貴先生

ホクネット理事 司法書士 番井 菊世

#### ※ 編集後記 ※

12月に入り、残りの日数を数えるとともに今年を振り返ってみる機会が多くなっています。

今年は特に震災のことがあり記憶に残る年になると思えますがそれだけに、来年こそは良い年という思いが強くなります。

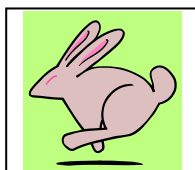
来年はどういう年になるのでしょうか。

期待と希望を持って迎えたいものです。

この一年ニュースレターをご覧くださいありがとうございました。

また、原稿の依頼を快く引き受けてくださった皆さんに感謝申し上げます。

よい年をお迎えください。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
認定特定非営利活動法人  
消費者支援ネット北海道  
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目  
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info\_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>

\* 次号のニュースレター発行は平成24年 1月31日を予定しています。